

## 有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿について

### 1 保管

(1) 受入年月日

(2) 受け入れた場合には, 受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目

(3) 搬出した場合には, 搬出した年月日, 搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目

(4) その他

### 2 処分又は再生

(1) 処分又は再生年月日

(2) 処分又は再生した場合には, 処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目

(3) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物, 再生品及びその他の持出年月日, 当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

(4) その他

### 3 保管, 処分及び再生における帳簿の保管

(1) 帳簿は, 1年ごとに閉鎖すること。

(2) 帳簿は, 閉鎖後5年間事業所ごとに, 保存すること。